⑵　設計共同体　２⑴単体企業に掲げる条件を満たしている者（ただし、⑦の条件は設計共同体の代表者が満たせば良い。）により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和６年７月16日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部長）に示すところにより、国土交通省大臣官房官庁営繕部長から中央合同庁舎第５号館別館㉔改修設計業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）認定を受けているものであること。また、管理技術者は、設計共同体の代表者の組織に属していること。

３　技術提案書の提出者を選定するための基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成30年10月１日から令和５年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績、「インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）

４　技術提案書を特定するための評価基準

⑴　専門分野の技術者資格

⑵　平成21年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績

⑶　「業務成績の相互利用機関と適用対象」（業務説明書参照）に示す発注機関ごとの「相互利用の適用対象」のもののうち、平成30年10月１日から令和５年９月30日までに契約履行が完了した業務の成績評価（複数の実績がある場合は、業務の評定点の平均）（業務説明書参照）

⑷　表彰の実績　平成31年４月１日から令和６年３月31日までに契約履行が完了した国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局、地方整備局及び内閣府沖縄総合事務局、又はこれらの部局に置かれた事務所（港湾・空港関係事務所、財務出張所、農林水産・農業関係事務所、土地改良関係事務所、陸運・運輸関係事務所を除く。）が発注した建築関係の設計業務の優良業務表彰または優秀技術者表彰の実績、「海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度」による優秀技術者の表彰の実績、「インフラＤＸ大賞（令和３年度以前は「i-Construction大賞」）」における「工事・業務部門」の受賞（業務説明書参照）

⑸　ＣＰＤ取得単位の状況

⑹　業務実施方針及び手法　業務の理解度及び取組意欲、業務の実施方針、評価テーマに対する技術提案の的確性・独創性・実現性

５　手続等

⑴　担当部局　〒100―8918 東京都千代田区霞が関２－１－２中央合同庁舎第２号館13階
国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課契約第二係
電話03―5253―8111㈹（内線23―153）
メールアドレス：hqt-kantyoueizen-keiyaku@gxb.mlit.go.jp

⑵　説明書の交付期間及び交付方法

①　説明書を電子入札システムにより交付する。交付期間は令和６年７月16日から令和６年10月９日までの土曜日、日曜日及び祝日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日等」という。））を除く、８時30分から17時00分まで。

②　やむを得ない事由により、上記①の交付方法による入手ができない入札参加希望者に対しては、記録媒体（ＣＤ―Ｒ等）を上記⑴担当部局に持参又は郵送（簡易書留等の配達の記録が残るものに限る。）することにより電子データを交付するので、上記⑴担当部局にその旨連絡すること。持参による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）を持参すること。郵送による場合は、上記⑴担当部局に記録媒体（未使用のもの）、返信用の封筒（切手を貼付）、入札参加希望者の連絡先が分かるものを同封すること。受付期間は、令和６年７月16日から令和６年10月９日までの休日等を除く、９時30分から18時15分まで（最終日は17時00分まで）とする。

⑶　参加表明書の提出期限、提出先及び提出方法

提出期限：令和６年８月５日17時00分。

提出先：紙入札方式による場合は、上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は表明書、資料及び返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒）を持参、郵送（書留郵便）又は託送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者による同条第２項に規定する信書便で、かつ記録の残るものに限る。）（以下郵送等という。）する、若しくは表明書、資料を電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示をすることとし、郵送等する場合は、提出期限までに⑴担当部局へ必着とすること（頁の例：１／○○～○○／○○）。

また、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

⑷　技術提案書の提出期限、提出先、及び提出方法

提出期限：令和６年10月10日17時00分。

提出先：紙入札方式による場合は、上記⑴担当部局に同じ。

提出方法：電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は技術提案書、資料及び返信用封筒（申請者の住所及び氏名を記載し、簡易書留郵便料金分を加えた所定の料金の切手を貼った長３号封筒）を持参、郵送等する、若しくは技術提案書、資料を電子メールにより提出するものとし、これ以外の方法による提出は認めない。なお、提出書類は表紙を１頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示をすることとし、郵送等する場合は、提出期限までに⑴担当部局へ必着とすること（頁の例：１／○○～○○／○○）。

また、電子入札システムにおける資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

６　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　納付（保管金の取扱店：日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））。ただし、利付き国債の提供（保管有価証券の取扱店：日本銀行虎ノ門代理店（みずほ銀行虎ノ門支店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁：国土交通省大臣官房官庁営繕部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、若しくは、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

⑶　契約書作成の要否　要。

⑷　当該業務に直接関連する他の設計業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　有（中央合同庁舎第５号館別館改修設計その２業務（仮称）（設計意図伝達業務））

本業務は、上記随意契約予定の中央合同庁舎第５号館別館設計その２業務（仮称）（設計意図伝達業務）の予定業務量を含めた業務量をもって、公募型の手続とするものである。

⑸　関連情報を入手するための照会窓口　５⑴担当部局に同じ。

⑹　２⑴②に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体企業も５⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

また、２⑵に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていないもの（一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない単体